

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
1	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。	申請	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075)	静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市 市役所 三島市、藤枝市、御殿場市、磐田市、島田市、裾野市、袋井市、掛川市、湖西市 小規模建築物市役所 小規模建築物以外建築安全推進課 (054-221-3075) ※提出先は市役所 上記以外の市町 建築安全推進課 (054-221-3075) ※提出先は市役所・町役場
2	宅地造成等規制法(旧法) (令和7年5月25日までの取扱い)	宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に都道府県知事(市長)の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更(宅地を宅地以外の土地にするものを除く。)が生じる場合。 ※宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項により、改正前の宅地造成等規制法(以下「旧法」という。)に基づく宅地造成工事規制区域内においては、改正法の施行日から令和7年5月25日までは旧法による規制が適用される。	許可	くらし・環境部 盛土対策課 (054-221-2137)	浜松市、熱海市、伊東市、御殿場市、伊豆の国市 市役所 2ha以上 盛土対策課 (054-221-2137) 2ha未満 下田土木事務所都市計画課 (0558-24-2110) ※いずれも提出先は市役所・町役場
3	宅地造成及び特定盛土等規制法(令和7年5月26日以降の取扱い)	規制区域(県内全域)で、一定規模以上の宅地造成等に関する工事を施行しようとするときは、宅地、農地、森林などの土地の用途にかかわらず、事前に都道府県知事(政令市は市長)の許可を受けなければならない。	許可	くらし・環境部 盛土対策課	浜松市、静岡市 市役所 上記以外の全市町 盛土対策課 (問い合わせはwebに設置した専用の問い合わせフォームからお願いします。) ※申請書提出先は工事箇所 の市町を管轄する土木事務所
4	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可を要す。 ②普通地域:高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 *県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、浜松市、静岡市、川根本町 自然保護課(054-221-2545) ※提出先は市役所・町役場
5	静岡県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可を要す。 ②普通地域:建物高さ13m または延べ床面積1,000㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 *県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2719)	浜松市、湖西市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、静岡市、川根本町 自然保護課(054-221-2545) または各市町 ※提出先は市役所・町役場
6	静岡県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ①特別地区:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ②普通地区:高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出を要す。 なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。 *県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2719)	沼津市、富士市、裾野市、長泉町、函南町、小山町、浜松市、川根本町、磐田市 自然保護課(054-221-2545) ※提出先は市役所・町役場

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
7	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可を要す。 * 県ホームページ内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を閲覧できます。	許可	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)	御殿場市、裾野市、 小山町 富士市、富士宮市 川根本町 浜松市 東部農林事務所 森林整備課 (055-920-2169) 富士農林事務所 森林整備課 (0545-65-2202) 志太榛原農林事務所 森林整備課 (054-644-9243) 西部農林事務所 森林整備課 (053-458-7235)
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外(300㎡以上である場合)で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる(法第12条第3項)。 法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる(法第15条の19)。	届出	くらし・環境部 廃棄物リサイクル課 (054-221-2423)	静岡市、浜松市 市役所 下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町 沼津市、富士市、三 島市、熱海市、伊東 市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、伊 豆市、富士宮市、清 水町、長泉町、函南 町、小山町 焼津市、藤枝市、島 田市、牧之原市、吉 田町、川根本町 磐田市、袋井市、掛 川市、御前崎市、菊 川市、湖西市、森町 賀茂健康福祉センター 環境課 (0558-24-2053) 東部健康福祉センター 廃棄物 課(055-920-2106) 中部健康福祉センター 環境課 (054-644-9288) 西部健康福祉センター 環境課 (0538-37-2248)
9	静岡県環境影響評価条例	環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。 (平成31年3月1日から) ○第1種事業(環境影響評価必須) 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 ○第2種事業(環境影響評価の必要性を個別判断) 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内(鳥獣保護地域(特別保護区)又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等)は敷地面積5ha以上(平成31年2月28日までに次の許可のうち当該事業に必要な全ての許可を受けている事業は、改正前の規則を適用する。) ・農林法の林地開発許可 ・農地法の農地転用許可 ・宅地造成等規制法の開発許可 ○第1種事業(環境影響評価必須) 施行する土地の区域の面積50ha以上 ○第2種事業(環境影響評価の必要性を個別判断) 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積5ha以上 ※ 静岡市、浜松市は独自に条例を制定している。 ※出力が3万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事業は環境影響法の対象となる。	環境影響 評価手続	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)	静岡市、浜松市 市役所 静岡市、浜松市以外 の市町 生活環境課(054-221-2255)
10	土壌汚染対策法	土地の形質の変更(掘削及び盛土)部分の合計面積が3,000㎡以上(現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上)の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ・土壌を敷地外に搬出ししない ・土壌の飛散や流出が伴わない ・掘削部分の最も深いところが50cm未満である 「形質変更時要届出区域」において、土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。	届出	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2253)	静岡市、浜松市、沼 津市、富士市 市役所 三島市、熱海市、伊 東市、御殿場市、裾 野市、伊豆の国市、 伊豆市、下田市、富 士宮市、清水町、長 泉町、函南町、小山 町、東伊豆町、河津 町、南伊豆町、西伊 豆町、松崎町 東部健康福祉センター 生活環 境課(055-920-2135) 焼津市、藤枝市、島 田市、牧之原市、吉 田町、川根本町 中部健康福祉センター 環境課 (054-644-9268)
		「要措置区域」においては、原則、土地の形質の変更はできない。ただし、事前に県知事等により、その施行方法が環境省令で定める基準に適合する旨の確認を受けた場合を除く。	確認		磐田市、袋井市、掛 川市、御前崎市、菊 川市、湖西市、森町 西部健康福祉センター 環境課 (0538-37-2250)
11	文化財保護法 静岡県文化財 保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で事業予定地の市町文化財所管課等への確認を願いたい。	許可	スポーツ・ 文化観光部 文化財課 (054-221-3183)	全市町 市町教育委員会 ※申請先は内容・場所により異なる

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
12	文化財保護法	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から事業予定地の市町の文化財所管課に情報提供願いたい。	届出	スポーツ・文化観光部 文化財課 (054-221-3156)	全市町 各市町文化財行政所管課
13	工場立地法	発電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。	届出	経済産業部 企業立地推進課 (054-221-3262)	全市町 市役所・町役場
14	農地法	太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用(農地を農地でなくすること)などの規制がある。 ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。 ○市街化区域の農地を予め農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合 許可権者(転用しようとする農地の面積により次のとおりとなる。) ○4ha超 知事(県庁専決)又は指定市町村 ○4ha以下 知事(各農林事務所処理)又は権限移譲市町 ※4ha以下の権限移譲市 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市 ※2ha以下の権限移譲市町 長泉町、小山町、吉田町	許可	経済産業部 農地調整課 (054-221-2637)	全市町 各市町農業委員会 ※知事許可に係る申請書類提出も各農業委員会
15	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	原則として、農用地区域内において農業以外の行為はできない。 農用地区域内において農業以外の利用を行う場合は農用地区域からの除外が必要であり、農用地区域外において設置が不可能である場合など法令上の要件を満たす場合のみ除外が可能となる。	市町:計画変更 県:同意	経済産業部 農地調整課 (054-221-2637)	清水町を除く全市町 市役所・町役場
16	森林法(第10条の2)開発行為の許可	森林において1ha(開発目的が太陽光発電施設の設置の場合は、0.5ha)を超える開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。	許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2643)	静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市 市役所 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 賀茂農林事務所治山課 (0558-24-2084) 熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 東部農林事務所治山課 (055-920-2173) 富士宮市 富士農林事務所森林整備課 (0545-65-2203) 島田市、牧之原市、吉田町、川根本町 志太榛原農林事務所治山課 (054-644-9158) 掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町 中遠農林事務所治山課 (0538-37-2303) 湖西市 西部農林事務所森林整備課 (053-458-7234)
17	森林法(第10条の7の2)森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、所有者となった日から90日以内に、市町長にその旨を届け出なければならない。 (国土利用計画法第23条第1項の規定する届出をした場合は不要。)	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2613)	全市町 市役所・町役場

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
18	森林法 (第10条の8) 伐採及び伐採後の造林の届出	森林の立木を伐採する場合には、30日前から90日前までの間に市町長に届出書を提出しなければならない。 (保安林制度、林地開発許可制度に該当するものは、上記の届出は不要だが、該当制度による手続きが必要) 伐採後の跡地を森林以外に転用する場合、届出を受理した市町は、「伐採調書(小規模林地開発)」を作成し、管轄の農林事務所と情報を共有する。	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2613) 森林保全課 (054-221-2643)	全市町	市役所・町役場
19	森林法 保安林における制限	保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続きを行う必要がある。(第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項) 保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続きを行う必要がある。(第34条第2項) (許可申請書・届出書の提出先は、該当する市町又はその市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。) 保安林の解除は、原則としてできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、該当する市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。)	作業許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2655)	全市町 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 浜松市(天竜区)	市役所・町役場 賀茂農林事務所治山課 (0558-24-2084) 東部農林事務所治山課 (055-920-2173) 富士農林事務所森林整備課 (0545-65-2203) 中部農林事務所治山課 (054-286-9071) 志太榛原農林事務所治山課 (054-644-9158) 中遠農林事務所治山課 (0538-37-2303) 西部農林事務所森林整備課 (053-458-7234) 西部農林事務所天竜農林局治山課(053-926-2337)
20	道路法(県管理道のみ)	事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる(第24条)。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第32条)。 道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第47条の2)。	許可等	交通基盤部 道路保全課 (054-221-3488)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 湖西市	下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2108) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2210) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2847) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
21	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。 ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ ※砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 浜松市天竜区 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
22	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。) ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。) ○の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの ※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 浜松市天竜区 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
23	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの ※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 浜松市天竜区 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
24	津波防災地域づくりに関する法律(津波災害警戒区域)	津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。 警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。	—	交通基盤部 河川砂防管理課	津波災害警戒区域を指定した市町 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)
25	河川法	河川区域内で土地を占用(第24条)、工作物の新築・改築・除却(第26条第1項)、土地の掘削・盛土等の形状変更(第27条第1項)等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には、河川管理者の許可が必要となる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 浜松市天竜区 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
26	海岸法	海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用(第7条、第37条の4)、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為(第8条、第37条の5)をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 熱海市、伊東市 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 富士市、富士宮市 静岡市 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 浜松市、湖西市 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
27	土砂災害防止法	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 ※土砂災害(特別)警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。	一	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3195)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海市、伊東市 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士市、富士宮市 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡市 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松市天竜区 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487) 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)
28	港湾法	都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占有又は港湾隣接地域内で一定の工事(構築物の建設)を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる(37条)。	許可	交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682)	下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2108) 熱海市、伊東市 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津市、伊豆市 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士市 田子の浦港管理事務所 管理課 (0545-33-0497) 静岡市 清水港管理局 管理課 (054-353-2202) 御前崎市、牧之原市 御前崎港管理事務所 企画振興課(0548-63-3213) 浜松市、湖西市 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7261)
29	国土利用計画法	一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的(メガソーラーの建設)等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。 土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用賃借権や権利金・一時金が支払われない賃借権(例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合)の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-3371)	全市町 市役所・町役場
30	静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱	各法令等の許認可前のワンストップサービスとして土地利用事業の指導を実施している。 原則5ヘクタール以上の一団の土地について土地利用事業を施行しようとする事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 なお、当該申請に当たっては、土地利用事業の施行区域を管轄する市町長の土地利用事業の承認書を添付しなければならない。 ◎土地利用事業…住宅、工場等の外、太陽光発電設備の設置の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業	申請	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	全市町 交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
31	都市計画法	開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。 太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。 なお、太陽光発電設備が建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。	許可	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	静岡市、浜松市、沼津市、富士市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、小山町 市役所・町役場
				上記以外の市町	2ha以上 交通基盤部土地対策課 (054-221-2223) 2ha未満 県各土木事務所都市計画課
32	静岡県土採取等規制条例(令和7年5月25日までの取扱い)	土の採取等(切土その他の土地の掘削)に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行うおとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	施行区域の面積 2ha未満の場合 下記土木事務所 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) 熱海市、伊東市 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) 富士市、富士宮市 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 静岡市 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) 浜松市天竜区 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) 浜松市(天竜区を除く)、湖西市 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262) 施行区域の面積 2ha以上の場合 交通基盤部土地対策課 (054-221-2223)
33	景観法	景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。 あらかじめ、景観計画に基づく届出を要する場合がある。	届出等	交通基盤部 景観まちづくり課 (054-221-3702)	全市町 市役所・町役場
34	都市計画法(風致地区)	風致地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ・ 建築物等の新築・改築・増築又は移転 ・ 宅地の造成等 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の類の採取 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 建築物等の色彩の変更 ・ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積	許可	交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494)	熱海市、伊豆の国市、沼津市、富士宮市、静岡市、浜松市、湖西市 市役所
35	都市緑地法(特別緑地保全地区)	特別緑地保全地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積	許可	浜松市	市役所

太陽光発電事業に係る主な関係法令等窓口一覧(令和7年度版)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
36	静岡県盛土等の規制に関する条例(令和7年5月25日までの取扱い)	何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。(適用除外なし) 盛土等の面積が1000㎡以上、又はその土量1000㎡以上の盛土等を行おうとする場合は、知事の許可が必要となる。(規則により国・地方公共団体等の適用除外あり)	許可	くらし・環境部 盛土対策課 (054-221-2137)	全市町 くらし・環境部 盛土対策課 (054-221-2137)
37	静岡県盛土等による環境の汚染の防止に関する条例(令和7年5月26日以降の取扱い)	何人も、土石基準に適合しない土石を用いて盛土等を行ってはならない。 盛土・埋立て・土石の堆積(いずれも盛土等面積が1000㎡以上)は、届出等が必要となる。	届出等	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2253)	全市町 くらし・環境部環境局生活環境課 (問合せはwebに設置した専用の問い合わせフォームからお願いします。) ※届出書提出先は、工事箇所の市町を管轄する土木事務所又は政令市